

稲城市コミュニティバス第Ⅲ期見直しにおける基本方針（案）

1 稲城市コミュニティバス第Ⅲ期見直しにおける基本方針の検討にあたって

稲城市コミュニティバス「i バス」は、稲城市内における交通不便地域の解消や稲城市立病院等の公共施設を結ぶことにより、交通弱者の社会参加を促進するとともに、公共交通の利便性の向上に寄与するため、路線バスの補完を目的としたバスとすることを目的として、平成 14 年 3 月の「循環コース（右回り・左回り）」から運行を開始した。

運行開始から約 20 年が経過し、この間、平成 25 年 10 月に「稲城市地域公共交通検討協議会」（現稲城市地域公共交通会議）による「稲城市の公共交通のあり方に関する提言書（以下、「提言書」という。）」が策定され、稲城市内の都市基盤整備事業進捗を踏まえた課題整理を行い、以下の基本方針のもと公共交通事業の改善を行うこととされた。

表 1 稲城市コミュニティバスの基本方針

基本方針 ※「稲城市の公共交通のあり方に関する提言書」より
1. 稲城市内における交通不便地域を解消すること。
2. 稲城市市立病院等の公共施設を結ぶことにより、高齢者等交通弱者の社会参加を促進すること。
3. 公共交通の利便性の向上に寄与するため路線バスを補完すること。
4. i バスの利用を促進し環境にやさしい交通網としての役割を担うこと。
5. 以下の運行方針に準拠すること。 a. 運行日：毎日運行すること b. 運行時間：始発及び終着の時間を多様な生活スタイルに対応した運行時間とすること。 c. 運行間隔：できるだけ一定の運行間隔で乗りやすいダイヤとすること。 d. 運行システム：小型バスによる路線運行を基本とすること。 e. 効率的な運行：経済的に効率のよい運行を提供すること。

「提言書」に基づき、平成 26 年 10 月 1 日に第Ⅰ期見直しとして稲城長沼駅及び南多摩駅へのアクセスルートの新設等を行った 5 路線（A～E コース）が運行を開始した。その後、第Ⅰ期見直し路線の利用実態調査の結果に基づき第Ⅰ期見直し路線の課題を踏まえた第Ⅱ期見直し路線を平成 29 年 3 月 29 日から運行を開始し、現在に至っている。

2 稲城市コミュニティバス第Ⅲ期見直しにおける新たな基本方針の検討フロー

今回の第Ⅲ期見直しでは、基本方針を踏まえつつ、社会情勢の変化や交通に関する最新状況、バスの利用状況・意見等も踏まえて、稲城市の公共交通に関する課題を整理した上で、新たに基本方針を設定するものとする。

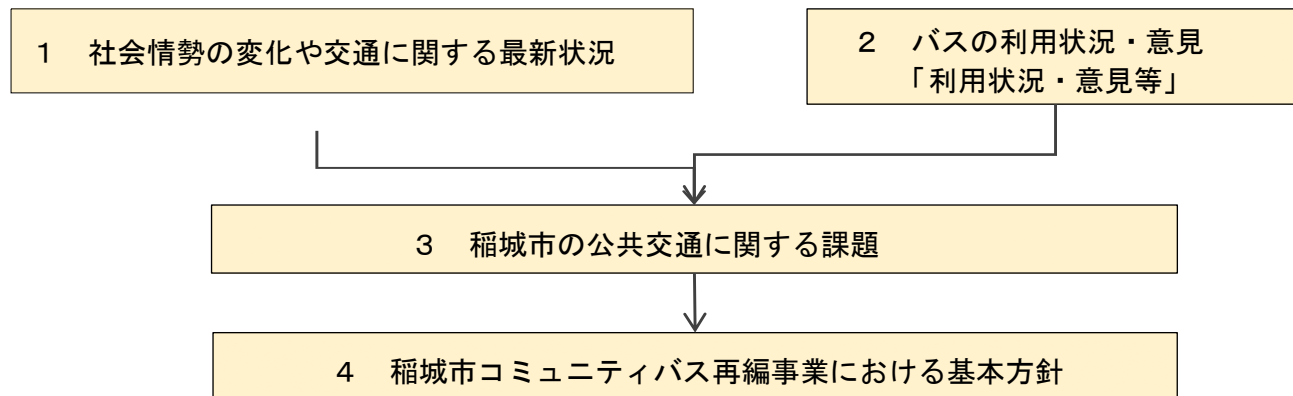


図 1 稲城市コミュニティバス再編事業における基本方針の検討フロー

1 社会情勢の変化や交通に関する最新状況

(1) 適正なバスの便数

令和6年4月1日から施行された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」いわゆる「改善基準告示」を遵守した運転手の確保状況に応じた適正なバスの便数

(2) コロナ禍後(アフターコロナ)の新しい生活様式に応じた対応市民等

(3) 路線バスの新規路線開設に伴い、iバスの補完路線の位置づけの再検討

2 バスの利用状況・意見

(1) iバス導入経緯・第Ⅰ期及び第Ⅱ期路線変更時の状況

(2) 市民等

現行iバスのこれまでに実施した乗降調査及び令和6年度実施する「OD調査方式」による詳細な乗降調査の活用

市政への提案や市議会での一般質問などでの意見

令和6年3月の路線バスダイヤ改正により路線バスが撤退した路線

(3) バス事業者

バス運転手の将来確保状況に応じた稲城市コミュニティバスへの影響

路線バスの経路と重なるところがあり、コミュニティバスの定義（交通空白地域・不便地域の解消）から外れている路線もある。

特に、循環路線では、120分（Aコース）、115分（Bコース）乗務時間が長く、スリム化が必要。

3 稲城市公共交通に関する課題

持続可能な運行形態・サービスの検討

【参考】国土交通省の「コミュニティバス導入に関するガイドライン」

国土交通省の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」ではコミュニティバスの定義、および基本的な考え方について以下のように示されている。

■コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

■コミュニティバスの基本的な考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

出典：国土交通省ホームページ

3 稲城市コミュニティバス第Ⅲ期見直しにおける見直し方針案

地域公共交通を取り巻く前提条件	
社会情勢の変化や交通に関する最新状況	バスの利用状況・意見
(1) 深刻な乗合バス事業者の運転手の不足 → 方針1、方針2、方針4へ反映 (2) 令和6年4月1日から施行された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」いわゆる「改善基準告示」を遵守した運転手の確保状況に応じた適正なバスの便数 → 方針1、方針2、方針3、方針4へ反映 (3) コロナ禍後（アフターコロナ）の新しい生活様式に応じた対応 → 方針4へ反映 (4) 路線バスの新規路線開設に伴い、iバスの補完路線の位置づけの再検討 → 方針3、方針4、方針6へ反映	(1) 「稲城市の公共交通のあり方に関する提言書」に関する順守すべき事項 1. 稲城市内における交通不便地域を解消すること。 2. 稲城市市立病院等の公共施設を結ぶことにより、高齢者等交通弱者の社会参加を促進すること。 (2) 現行 i バスのこれまでに実施した乗降調査及び令和6年度実施する「OD調査方式※」による詳細な乗降調査の活用 ※「利用者一人ひとりの乗車バス停と降車バス停を調べる調査方式」 → 方針1、方針2、方針3へ反映 (3) 市政への提案や市議会での一般質問などでの意見 → 方針5、方針7、方針9へ反映 (4) 令和6年3月の路線バスダイヤ改正により路線バスが撤退した路線や大幅減便があった路線の対応 → 方針5、方針7、方針9へ反映 (5) バス事業者からの意見 路線バスの経路と重なるところがあり、コミュニティバスの定義（交通空白地域・不便地域の解消）から外れている路線もある。 特に、循環路線では、120分（Aコース）、115分（Bコース）乗務時間が長く、スリム化が必要。 → 方針1、方針2、方針3、方針4、方針8、へ反映
■コミュニティバスの定義 本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。 (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。） (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送 ■コミュニティバスの基本的な考え方 地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。 公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。 出典：国土交通省ホームページ	

基本方針	
見直し方針案	
第Ⅲ期見直し方針	
方針 1	長大な路線の見直し ・iバスの120分の循環コースの見直し
方針 2	重複区間の解消 ・路線バスとの重複区間、iバスの重複区間の解消
方針 3	コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎ ・路線バスへ乗り継ぎすることで遠方へいくことができる路線の検討
方針 4	iバスの運行開始時間、運行終了時間の検討 ・コロナ禍後（アフターコロナ）の新しい生活様式に応じた対応 ・改善基準告示への対応
方針 5	新たな移動手段の検討 ・オンデマンド交通の本格導入に向けた実証実験の実施
方針 6	再編後のコミュニティバス路線について、収支率の設定による路線見直しを検討
方針 7	既存路線バスの延伸、増便の要望 ・稲城駅終点となっている路線バス系統の稲城市役所へ延伸 ・新百合ヶ丘駅から稲城市立病院の路線増便または稲城駅止まり系統の延伸 ・若葉台駅から南多摩駅の路線バスの運行終了時間の延長または増便
方針 8	路線バスと競合しない運賃設定の検討
方針 9	その他の代替案の検討